

# 権利擁護支援に関するアンケート調査 報告書【尾張東部圏域向け】

【機関の種類】 .....	3
【成年後見センターの利用頻度】 .....	4
【成年後見センターのメリットについて】 .....	5
【評価している機能】 .....	6
【強化すべき機能】 .....	7
【ケースの頻度】 .....	8
【今後拡充して欲しい機能】 .....	9
【困っている虐待およびその疑いがある事例】 .....	10
【今後必要な虐待への適切な対応】 .....	11
【権利擁護支援推進に大切なもの】 .....	12
【自由記述】 .....	13

平成27年3月

小牧市権利擁護支援のあり方検討委員会

## 掲載している情報について

この【市民向け（高齢者／障がい者）】編では4つの対象アンケートのうち

### 4) 尾張東部圏域用 の回答内容を報告しています。

#### 1. アンケート調査の全体像

- 1) 高齢者用（小牧市にお住まいの介護保険要支援・要介護認定を受けている方 無作為抽出 1000名）
- 2) 障がい者用（小牧市にお住まい知的障がいのある方と精神障がいのある方 無作為抽出 1000名）
- 3) 事業所用（市内の地域包括支援センター/ケアマネージャー/障がい者支援事業所 203カ所）
- 4) 尾張東部圏域用（尾張東部圏域の行政/地域包括支援センター/障がい者相談支援事業所 46カ所）

以上4種類のアンケートを用意し、郵送調査法を用いて回答をお願いする方法でのアンケート結果です。調査対象と回収率の詳細は以下のとおりです。

#### 2. アンケートの実施期間

平成26年10月8日発送し、平成26年10月31日までの回収としました。

#### 3. アンケートの回収率

区分	送付数	回収数	回収率
高齢者	1000	470	47.0%
障がい者	1000	456	45.6%
事業所	203	108	53.2%
尾張東部圏域	46	28	60.1%

#### ○ 数値の見方は以下の点を参考にしてください。

- 1) 比率はすべて%で表記し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。ただし利用意向率、利用必要率など、今後の計画において見込み量等を算出するためのものは小数点以下第三位以下を四捨五入しています。そのため%の合計が100%にならないこともあります。また、障がい者手帳を2種類取得している市民もいるため、すべてが手帳ごとの回収数と割合が一致しないものもあります。
- 2) 表に使われている用語については、回答人数は「度数」として表示してあります。また、「システム欠損値」または「欠損値」は、回答が無記入または不明な回答の件数のことです。「割合」は、欠損値を含めた全体割合を示し、「有効割合」は、欠損値を除いた全体割合となります。「累積割合」は、有効割合を積み上げた数値となります。
- 3) 「総和の%」とは、全体の合計数値の中で、対象となる値の割合を示しています。
- 4) 回答率(%)は、その質問の回答者数を母数として算出しています。
- 5) 集計上の実数は、度数において有効または欠損値として掲載してあります。割合の比率はこの件数を100%として算出しているものとグラフにおいてわかりやすくするため除いてあるものもあります。
- 6) 本報告書の表の見だし及び文章中での回答選択肢の表現は、趣旨が変わらない程度に簡略化して掲載している場合があります。

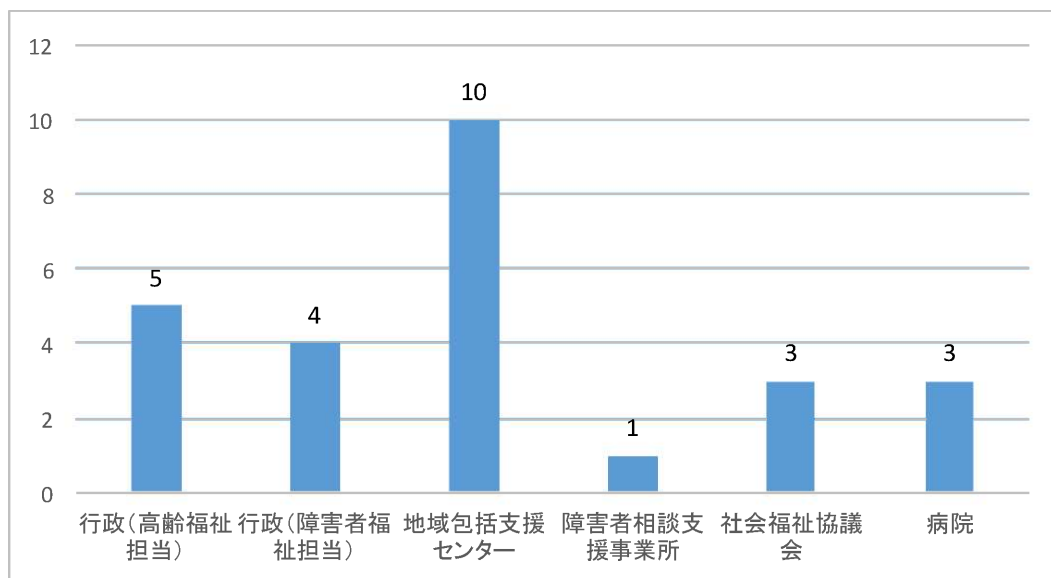
また、自由記述は個人や施設等が特定される内容を除き、回答いただいたままを表記してあります

## 機関の種類

問1 回答をされている機関はどちらですか。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 1 行政（高齢福祉担当） | 2 行政（障がい者福祉担当） |
| 3 地域包括支援センター | 4 障がい者相談支援事業所  |
| 5 社会福祉協議会    | 6 病院           |

46件の発送の内、無効1件を含めて28件（60.1%）の回答を頂きました。特に地域包括支援センターから10件の回答を得ています。小牧市での取り組みに対して、関係機関の関心の高さが伺えます。

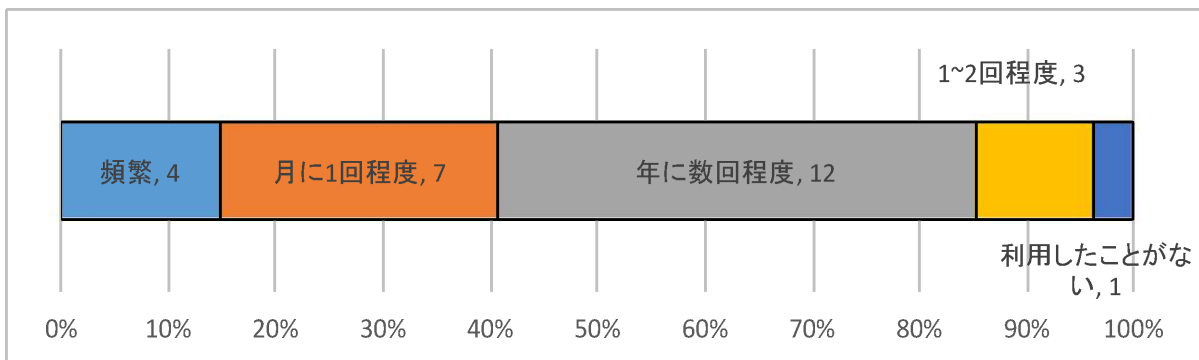


## 成年後見センターの利用頻度

問2 最近の1年間にどの程度、尾張東部成年後見センターを利用されていますか。ひとつに○をつけてください。

- 1 頻繁に利用した
- 2 月に1回程度利用した
- 3 年に数回程度利用した
- 4 1～2回程度利用した
- 5 利用したことはない

「年に数回程度」への回答が12件（44.4%）と最も高いが、「頻繁」と「月に1回程度」も合わせて40.7%に達しており、「利用したことがない」は1機関に過ぎない事が分かります。成年後見センターが積極的に利用されている様子が分かります。

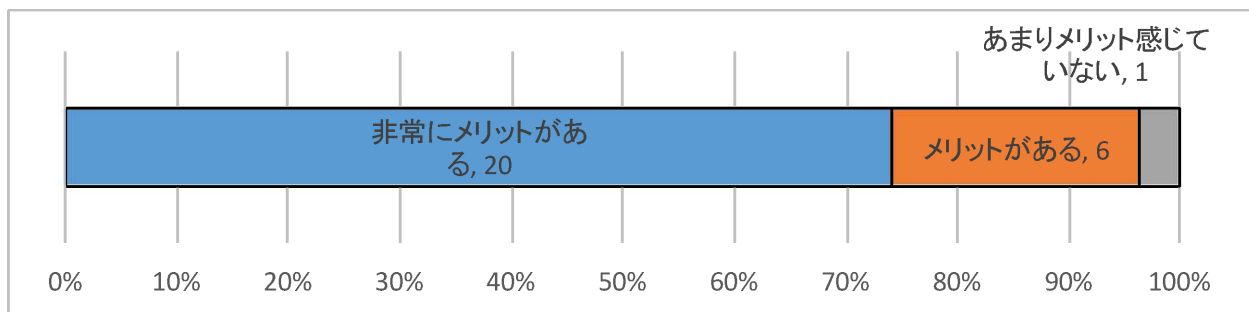


## 成年後見センターのメリットについて

問3 成年後見制度を専門的に担当する尾張東部成年後見センターがあることについて、どのように受け止めていますか。ひとつに○をつけてください。

- 1 センターができて、非常にメリットがあると思っている
- 2 センターができて、メリットがあると思っている
- 3 センターができて、あまりメリットを感じていない
- 4 センターができて、メリットを感じていない
- 5 わからない

利用頻度からも分かるように、各機関が積極的に成年後見センターを利用しており、「非常にメリットがある」が20件（74.1%）の回答を得ている。「メリットがある」と合わせるとほとんどの機関が成年後見センターの存在意義を強く感じている事が分かります。

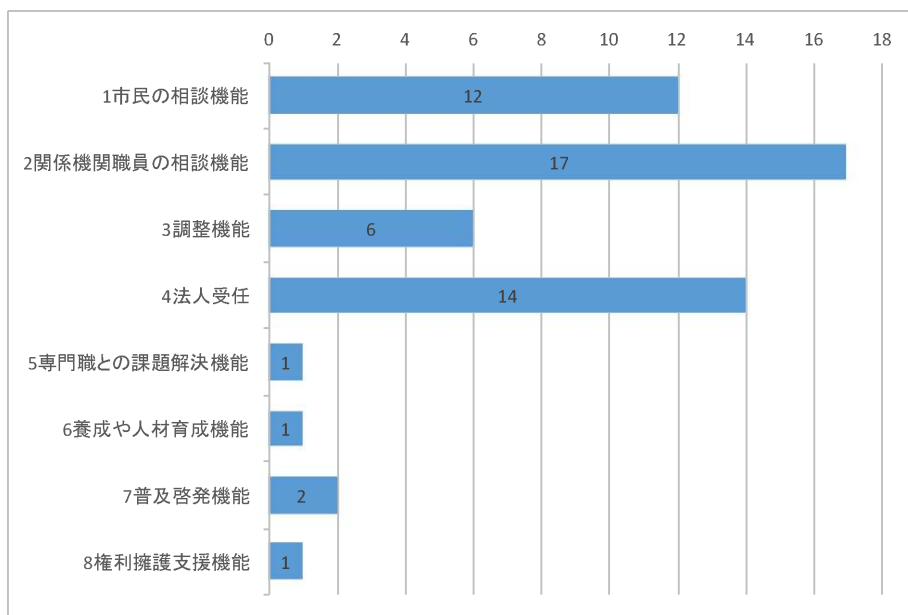


## 評価している機能

問4 尾張東部成年後見センターについて、特に評価している機能は何ですか。2つまで○をつけてください。

- 1 市民が、成年後見制度の利用手続きなどについて詳しく相談できる機能
- 2 行政職員や相談等に関わる地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所など関係機関の職員が相談できる機能
- 3 利害関係者の間に入って、成年後見制度利用が必要な人がきちんと利用できるようにする調整機能
- 4 後見人の仕事を、法人として受任して本人を支援する機能（法人受任）
- 5 弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職と連携をとり、課題を解決していく機能
- 6 権利擁護や成年後見制度にたずさわる支援者（市民後見人など）を養成する研修など、人材育成の機能
- 7 市民向け講座、研修会等の開催など、普及啓発の機能
- 8 成年後見制度だけでなく虐待や差別への対応も含めた権利擁護支援の機能
- 9 その他（ ）

「市民の相談機能」（44.4 % ）、 「関係機関相談職員の相談機能」（63.0 % ）と「法人受任」（51.9 % ）の3項目への回答が多くを占めています。その中では、特に「関係機関相談職員の相談機能」が17件（全体の63 % ）の機関が回答しており、「調整機能」についても6件（22.2 % ）との回答があり、権利擁護の中心的な機関として機能している事が分かります。

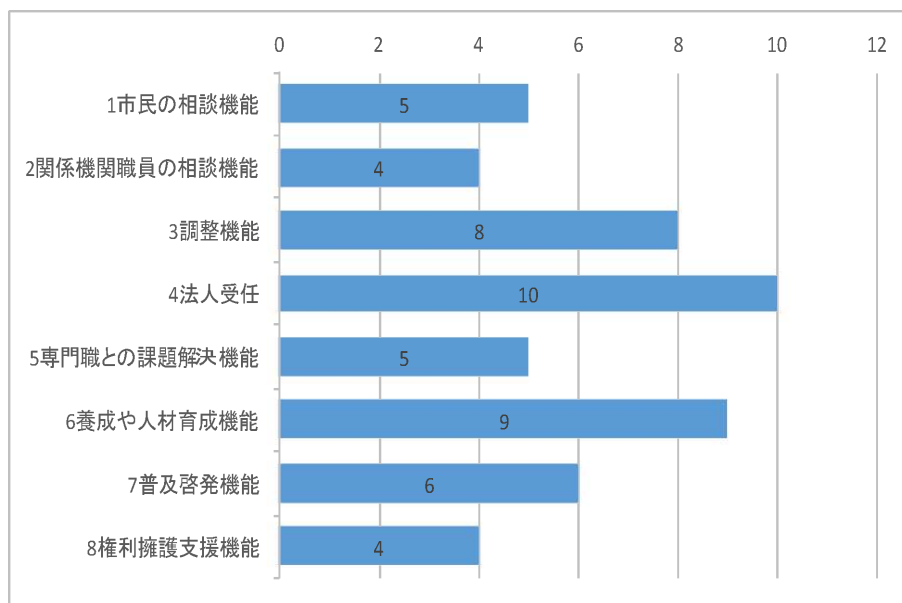


## 強化すべき機能

問5 尾張東部成年後見センターについて、今後、さらに強化すべきと考えている機能は何ですか。2つまで○をつけてください。

- 1 市民が、成年後見制度の利用手続きなどについて詳しく相談できる機能
- 2 行政職員や相談等に関わる地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所など関係機関の職員が相談できる機能
- 3 利害関係者の間に入って、成年後見制度利用が必要な人がきちんと利用できるようにする調整機能
- 4 後見人の仕事を、法人として受任して本人を支援する機能（法人受任）
- 5 弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職と連携をとり、課題を解決していく機能
- 6 権利擁護や成年後見制度にたずさわる支援者（市民後見人など）を養成する研修など、人材育成の機能
- 7 市民向け講座、研修会等の開催など、普及啓発の機能
- 8 成年後見制度だけでなく虐待や差別への対応も含めた権利擁護支援の機能
- 9 その他（ ）

すべての項目に4件以上の回答があり、成年後見センターに広範な機能の希望がある事が分かります。その中では、「法人受任」が10件（37.0%）、「養成や人材育成機能」9件（29.6%）、「調整機能」8件（17.6%）と他の項目よりも高い回答があります。

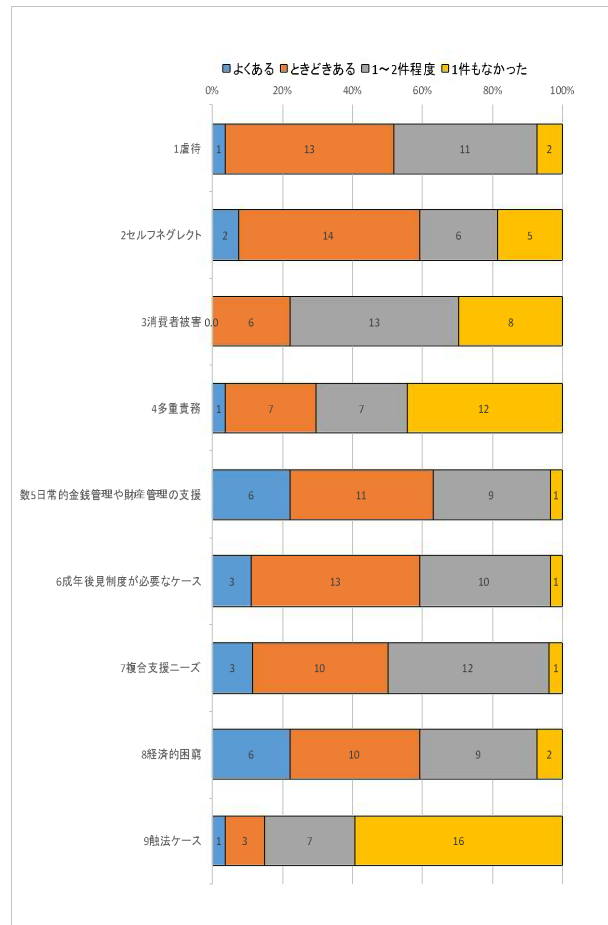


## ケースの頻度

問6 つぎのようなケースの相談は、この1年間にどれくらいありましたか。重複したケースの場合には、それぞれに1件としてカウントしてください。

よくあると感じる	ときどきある	1～2件あった程度	1件もなかった
ケース			
1 虐待及びその疑いがあるもの（家族・施設・就労先等）			
2 セルフネグレクト（サービス拒否、環境劣化など）			
3 消費者被害（第三者、悪徳業者などによる）			
4 多重債務（クレジット・サラ金等を含む）			
5 日常的金銭管理や財産管理に支援が必要なケース			
6 成年後見制度が必要と思われるケース			
7 複合支援ニーズのあるケース（本人と家族にも権利擁護支援が必要なケース）			
8 経済的困窮のケース（生活保護受給および無年金等）			
9 触法ケース			

すべての項目で「ときどきある」「よくある」の回答が含まれており、様々な人権問題が発生している事が分かります。その中でも「よくある」の頻度が高い事例は、各6件の「日常的金銭管理や財産管理の支援」と「経済的困窮」です。「ときどきある」も含めると、28機関の内16もしくは17機関が経済的な問題をケースとして抱えている事が分かります。また、「虐待及びその疑いがあるもの」と「セルフネグレクト」に対して「ときどきある」の回答が多いこと、さらに「成年後見が必要なケース」も「ときどきある」「よくある」を合わせて16機関が回答している事が分かります。



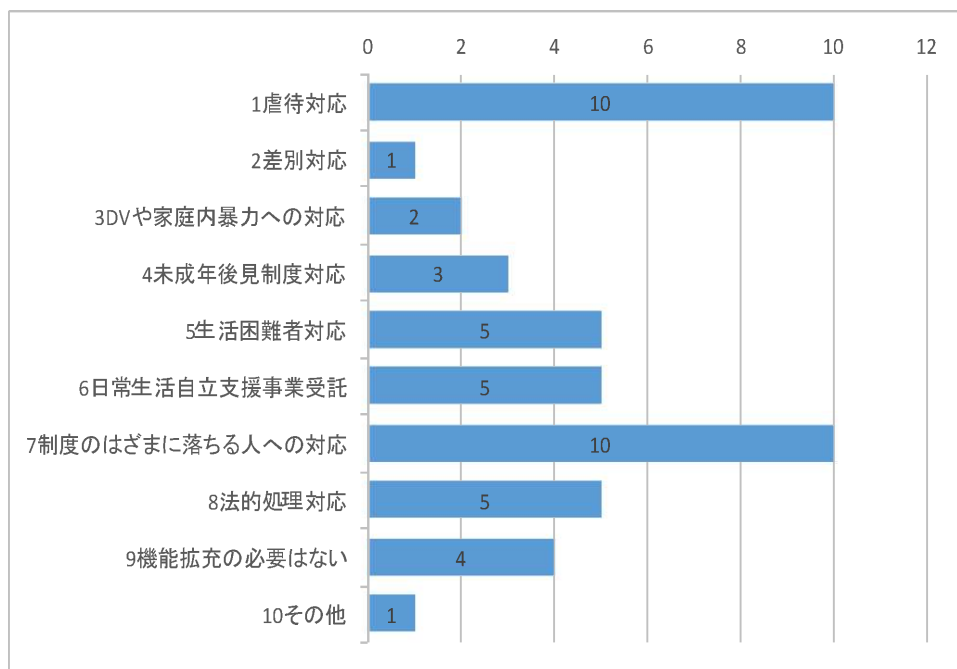


## 今後拡充して欲しい機能

問7 現在、尾張東部成年後見センターは、成年後見制度に関する業務が中心とのことです  
が、その他の権利擁護支援にかかる機能のうち、今後拡充して欲しいと考える機能はなんですか。  
より重要と考えるものを2つまで選んで○をつけてください。

- 1 高齢者や障がい者に対する虐待に関する対応
- 2 高齢者や障がい者に対する差別に関する対応
- 3 DV・家庭内暴力に対する対応
- 4 児童に対する後見制度（未成年後見制度）に対する対応
- 5 生活困難者への対応
- 6 日常生活自立支援事業の受託
- 7 制度のはざまに落ちる人への対応
- 8 債務整理などの法的処理への対応
- 9 成年後見制度を中心に活動し、他の機能を拡充する必要はない
- 10 その他（ ）

ケースの頻度では経済的な問題が多く上がっていたが、今後拡充してほしい機能では「虐待対応」と「制度のはざまに落ちる人への対応」が各10件（37.0%）と高いことが分かります。今後の発生が危惧される事例と考えられます。他に「生活困難者対応」や「日常生活自立支援事業受託」、「法的処理対応」が各5件ずつ回答を得ています。

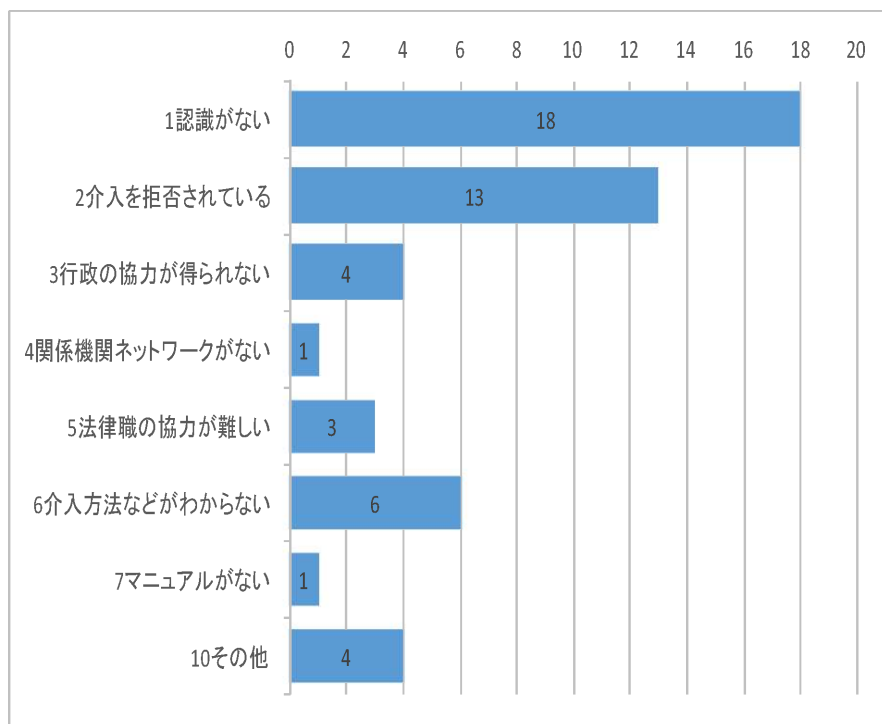


## 困っている虐待およびその疑いがある事例

問8 虐待およびその疑いがある事例で困っていることは何ですか。2つまで○をつけてください。

- 1 虐待者および被虐待者に虐待の認識がない
- 2 介入を拒否されている
- 3 行政の協力が得られない、または、協力が期待できない
- 4 関係機関のネットワークがない
- 5 法律職の協力を得るのが難しい
- 6 介入の仕方など、虐待対応、技術などがわからない
- 7 虐待対応のマニュアルやしきみがない
- 8 虐待のケースがない
- 9 困っていない
- 10 その他（ ）

「虐待の認識がない」が回答 28 機関のうち 18 機関（66.7 %）と最も高い回答を得ています。また、「介入を拒否されている」も 13 件（48.1 %）と高く、虐待の問題が潜在的に多数発生している現実が分かります。

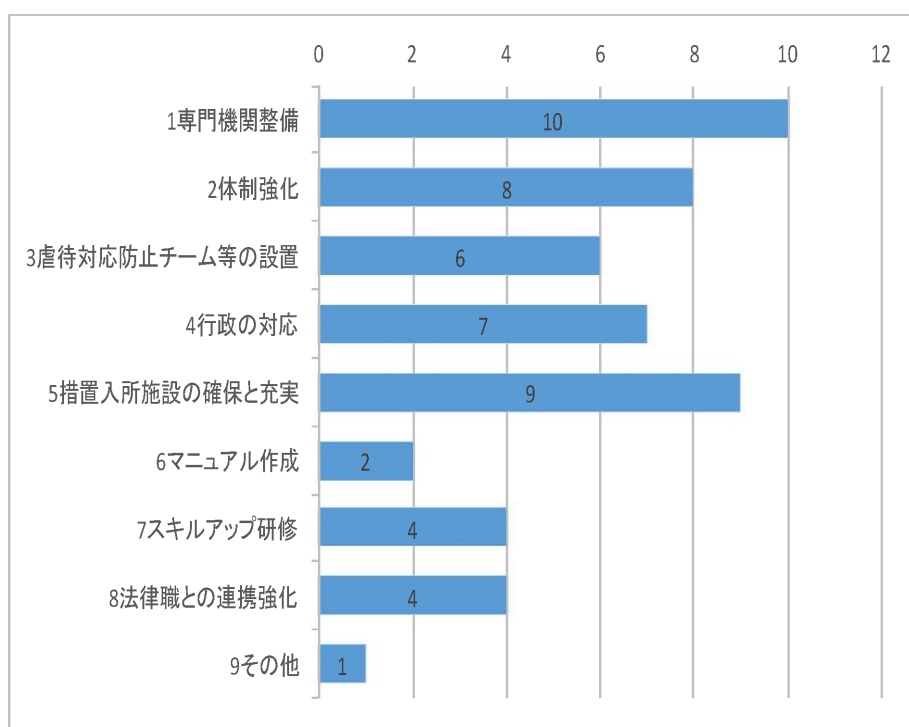


## 今後必要な虐待への適切な対応

問9 虐待への適切な対応に今後必要なことは何だと思えますか。2つまで○をつけてください。

- 1 虐待にも対応できる権利擁護支援に特化した専門機関の整備
- 2 事業所における虐待に対応できる体制強化（人員の充実など）
- 3 有識者・有資格者による「虐待対応防止チーム」等の設置
- 4 措置による分離など行政の主体的な対応
- 5 措置する入所施設などの確保と充実
- 6 地域状況を反映した実行性のあるマニュアルの作成
- 7 関係者のスキルアップのための研修等
- 8 法律職との連携強化
- 9 その他（ ）

「専門機関整備」10件（37.0%）、「措置入所施設の確保と充実」9件（33.3%）、「体制強化」8件（29.6%）、「行政の対応」7件（25.9%）に多くの回答があり、特定した対応ではなく、幅広い対応とネットワークが必要である事が分かります。

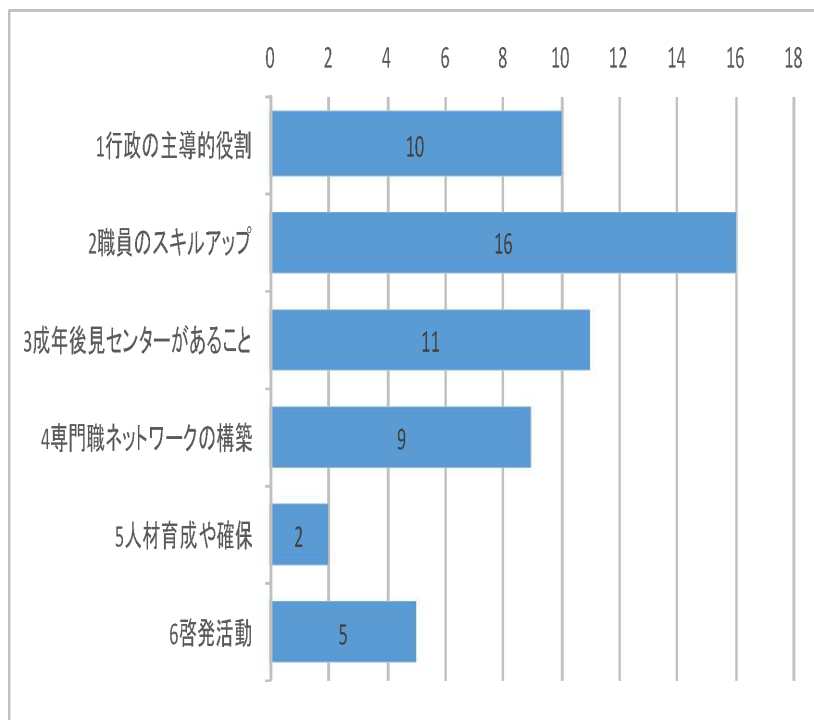


## 権利擁護支援推進に大切なもの

問10 権利擁護支援を推進していくためには、どのようなことが必要だと考えますか。大切だと考えるもの2つまで○をつけてください。

- 1 行政が、ケース検討や措置などにおいて主導的な役割を担うこと
- 2 行政職員、福祉の専門職が、権利擁護支援について知識・スキルをさらに深めること
- 3 行政職員、福祉の専門職が相談できる、成年後見センターなど権利擁護支援を専門的に担当するセンターがあること
- 4 権利擁護支援に関わる専門職のネットワークを構築すること
- 5 市民後見人をはじめ権利擁護支援に関わる人材の育成、確保を行うこと
- 6 市民の理解を得るため、権利擁護についての啓発を行うこと
- 7 その他（ ）

「職員のスキルアップ」に16機関（59.3%）が回答しています。他に「成年後見センターがある事」に11機関（40.7%）、「行政の指導的役割」10機関（37.0%）、「専門職ネットワークの構築」に9機関（33.3%）の回答があります。権利擁護支援の推進には、職員のスキルアップのみでなく、ネットワークの構築が重要である事を指摘しています。そして、「成年後見センターの存在」は中心的な機関として必要な事を示しています。



## 自由記述

問11 権利擁護支援のあり方について、アドバイスがありましたらお願いします。

例：成年後見センターの必要性、広域連携の課題など、その他

### 問11 アドバイス等自由記述

権利擁護というとまだ漠然としているため、センターが出来ると相談先がはっきりするため、どの地域にも必要と思います。

広域連携の過大といえるかわかりませんが、市町によって成年後見センターに求めるものの比重が違うため、意思統一をしっかりとることが重要と感じています。

尾張東部地域で成年後見センターを設置できたことは、住民サービスの向上につながっており、圏域市町にとっても有意義である。

